



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月29日(水曜日)号外 第16号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

条 例	頁
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1	

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第16号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

- (1) 公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴い、関連する使用料及び手数料を廃止することとしました。
- (2) 水産物加工指導センター使用料の新設のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料の新設や関連手数料の改正等を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県条例第16号

#### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)及び(5) <u>削除</u></p> <p>(6) <u>宮崎県立看護大学 看護大学授業料、看護大学公開講座受講料及び看護大学施設使用料</u></p> <p>(7)～(11)の2 [略]</p> <p>(12)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)から(6)まで <u>削除</u></p> <p>(7)～(11)の2 [略]</p> <p>(11)の3 <u>宮崎県水産試験場 水産物加工指導センター使用料</u></p> <p>(12)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ</p>

る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手  
 数料を納めなければならない。

(1)～(139) [略]

(140) 削除

(141) 宮崎県立看護大学の学部、大学院又は別科の入学試験の実  
 施 宮崎県立看護大学入学試験手数料

(142) 宮崎県立看護大学の学部、大学院又は別科の合格者の入学  
 宮崎県立看護大学入学科

(142)の2 宮崎県立看護大学学位論文の審査 宮崎県立看護大学  
 学位論文審査手数料

(142)の3 宮崎県立看護大学公開講座の試験の実施 宮崎県立看  
 護大学公開講座試験手数料

(142)の4 宮崎県立看護大学公開講座の受講手続 宮崎県立看護  
 大学公開講座受講手数料

(142)の5～(142)の8 [略]

(143)～(452)の8 [略]

(452)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平  
 成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネ  
 ルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネ  
 ルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(452)の10～(452)の12 [略]

(453) [略]

2～5 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	
[略]						
6 看護 大学授 業料、 業料、 看護大 学公開 講座受 講料及 び看護 大学施 設使用 料	授 業 料	学部	学生	年額	535,800円	規則 1 学年の 中途にお いて復学 、編入学 、転入学 又は再入 学（編入 学にあっ ては宮崎 県立看護 大学大学 院（以下 「大学院
		研究生	月額	29,700円	で定	
		研修員	同	36,080円	める	
		科目等 履修生	履修科目 1単位に つき	14,800円	時期	
		特別聴 講学生	同	14,800円		
	大学 院	学部	学生	年額	535,800円	
		研究生	月額	29,700円		
		研修員	同	36,080円		
		科目等 履修生	履修科目 1単位に	14,800円		

る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手  
 数料を納めなければならない。

(1)～(139) [略]

(140)及び(141) 削除

(142)～(142)の4 [略]

(143)～(452)の8 [略]

(452)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平  
 成27年法律第53号）第12条第1項又は同法第13条第2項の規定  
 に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネル  
 ギー消費性能適合性判定に係る審査 建築物エネルギー消費性能  
 確保計画の適合性判定手数料

(452)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12  
 条第2項後段若しくは同法第13条第3項後段の規定に基づく変  
 更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネル  
 ギー消費性能適合性判定に係る審査 変更後の建築物エネルギー  
 消費性能確保計画の適合性判定手数料

(452)の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行  
 規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建  
 築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書  
 の交付 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証  
 明書交付手数料

(452)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29  
 条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の  
 認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画  
 認定申請手数料

(452)の13～(452)の15 [略]

(453) [略]

2～5 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
6 削除					





						卒業（ 学年の 中途の 卒業に 限る。 ）した 場合 (2) 学 生が休 学した 場合 (3) 経 済的理 由その 他の理 由によ り知事 が還付 を必要 と認め る場合														
	公 開 講 座 受 講 料	認定 看護 師教 育課 程	受講 再受講 補習（ 講義・ 演習） 補習（ 実習）	年額 1 単位に つき 1 科目に つき 1 日につ き	535,800円 25,000円 25,000円 2,500円	規則 で定 める 時期														
	施 設 使 用 料	高木講堂	1 時間 につき 空調設 備を使 用する とき 空調設 備を使 用しな いとき	7,500円 1,700円	使用 許可 の時	使用時間 に 1 時間未 満の端 数があ るとき は、 その端 数は 1 時間 として 計算す る。														
		体育館	1 時間 につき	500円																
		庭球場	1 時間 につき 照明を 使用す るとき 照明を 使用し ないと き	400円 300円																
	[略]																			
	9 工業 技術セ ンター	[略]		[略]																
	分 析	[略]		[略]																
		カロリメー	[略]																	



[略]	<table border="1"> <tr><td>冷却らいかい機</td><td>同</td><td>265円</td></tr> <tr><td>ミキサー</td><td>同</td><td>85円</td></tr> <tr><td>風船デザートマシン</td><td>同</td><td>120円</td></tr> <tr><td>スモークハウス</td><td>同</td><td>935円</td></tr> <tr><td>チョッパーミンチ</td><td>同</td><td>65円</td></tr> <tr><td>凍結魚切断機</td><td>同</td><td>200円</td></tr> <tr><td>製麺機</td><td>同</td><td>160円</td></tr> <tr><td>エアコンプレッサー</td><td>同</td><td>20円</td></tr> <tr><td>冷凍庫</td><td>同</td><td>175円</td></tr> <tr><td>メディカル冷凍庫</td><td>同</td><td>105円</td></tr> <tr><td>ヒートシーラニ</td><td>同</td><td>65円</td></tr> <tr><td>ガスレンジ</td><td>同</td><td>705円</td></tr> <tr><td>高圧蒸気滅菌機</td><td>同</td><td>590円</td></tr> <tr><td>真空巻き締め機</td><td>同</td><td>340円</td></tr> </table>	冷却らいかい機	同	265円	ミキサー	同	85円	風船デザートマシン	同	120円	スモークハウス	同	935円	チョッパーミンチ	同	65円	凍結魚切断機	同	200円	製麺機	同	160円	エアコンプレッサー	同	20円	冷凍庫	同	175円	メディカル冷凍庫	同	105円	ヒートシーラニ	同	65円	ガスレンジ	同	705円	高圧蒸気滅菌機	同	590円	真空巻き締め機	同	340円
冷却らいかい機	同	265円																																									
ミキサー	同	85円																																									
風船デザートマシン	同	120円																																									
スモークハウス	同	935円																																									
チョッパーミンチ	同	65円																																									
凍結魚切断機	同	200円																																									
製麺機	同	160円																																									
エアコンプレッサー	同	20円																																									
冷凍庫	同	175円																																									
メディカル冷凍庫	同	105円																																									
ヒートシーラニ	同	65円																																									
ガスレンジ	同	705円																																									
高圧蒸気滅菌機	同	590円																																									
真空巻き締め機	同	340円																																									
[略]	[略]																																										

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区	分	単 位	金 額	備 考	
[略]						
141 宮崎県立看護大学入学試験手数料	学部	学生	入学	1人につき	17,000円	
			編入学、転入学又は再入学	同	30,000円	
		研究生		同	9,800円	
		科目等履修生		同	9,800円	
	大学院	学生	入学	同	30,000円	
			転入学又は再入学	同	30,000円	
		研究生		同	9,800円	
		科目等履修生		同	9,800円	
	別科	学生	入学	同	17,000円	
	142 宮崎県立看護大学入学料	学部	学生	1 県内者	1人につき	
2 県外者				同	332,000円	
研究生			同	84,600円		
科目等履修生			同	28,200円		
大学院		学生	1 県内者	同	232,000円	
			2 県外者	同	332,000円	
		研究生		同	84,600円	
		科目等履修生		同	28,200円	
別科		学生	1 県内者	同	232,000円	
			2 県外者	同	332,000円	

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区	分	単 位	金 額	備 考
[略]					
141 削除					

					て、引 き続 き 1年以 上県内 に住所 を有し ている 者 (2) 入 学手続 を行う 日の属 する月 の初日 におい て、配 偶者又 は一親 等の親 族が引 き続 き 1年以 上県内 に住所 を有し ている 者 (3) 知 事が(1) 及び(2) に掲げ る者に 準ずる と認め る者 2 「県外 者」とは 、県内者 以外の者 をいう。					
142の2	宮崎 県立看護大学 学位論文審査 手数料		1件に つき	57,000円						
142の3	宮崎 県立看護大学 公開講座試験	認定看護師 教育課程	新規受講のため の試験	1人に つき	17,000円					
			単位認定のため の筆記試験 (修了試験を 除く。)の追	1人1 科目に つき	5,000円					



手数料		試験又は再試験																		
		修了試験の追試験又は再試験	1人に つき	30,000円																
142の4 宮崎 県立看 護大学 公開講 座受講 手数料	認定看護 師教育課 程	受講手続 1 県内者 2 県外者	1人に つき 同	58,000円 83,000円		1 「県内 者」とは 、次のい ずれかに 該当する 者をいう 。 (1) 受 講手続 を行う 日の属 する月 の初日 におい て、引 き続き 1年以 上県内 に住所 を有し ている 者 (2) 受 講手続 を行う 日の属 する月 の初日 におい て、配 偶者又 は一親 等の親 族が引 き続き 1年以 上県内 に住所 を有し ている 者 (3) 知 事が(1) 及び(2) に掲げ る者に 準ずる と認め														

					る者 2 「県外 者」とは 、県内者 以外の者 をいう。				
		追加実習	回	3,000円					
142の5～142の8 [略]						142～142の4 [略]			
[略]						[略]			
292 技 能検定 試験手 数料	学 科 試 験	特級、1 級、2級 、3級、 基礎1級 、基礎2 級、単一 等級	全職種	[略]		292 技 能検定 試験手 数料	学科試験	[略]	
	実 技 試 験	特級、1 級、2級 、3級、 基礎1級 、基礎2 級、単一 等級	全職種	[略]	技能検定3 級の実技試 験を受検す る者で、職 業能力開発 促進法第15 条の7第3 項に規定す る公共職業 能力開発施 設及び同法 第27条第1 項に規定す る職業能力 開発総合大 学校の在校 生、同法第 31条に規定 する職業訓 練法人が設 置する認定 職業訓練施 設の訓練生 (就職して いる者を除 く。)、学 校教育法第 1条に規定 する高等学 校、大学及 び高等専門 学校の在校 生、同法第 124条に規 定する専修 学校及び同 法第 134条 に規定する	実技試験	[略]	1 技能検 定2級又 は3級の 実技試験 を受けよ うとする 35歳未満 の者(出 入国管理 及び難民 認定法(昭 和26年 政令第 3 19号)別 表第1の 上欄の在 留資格を もって在 留する者 及び3の 適用を受 ける者を 除く。) について は、実技 試験の手 数料の額 は1職種 につき 8 ,900円と する。 2 技能検 定3級の 実技試験 を受けよ うとする 35歳以上 の在校生	

												<p>各種学校の 在校生その 他知事が認 めるものに ついては、 実技試験の 手数料の額 は1万1,9 00円とする 。</p>															<p>(職業能 力開発促 進法第15 条の7第 3項に規 定する公 共職業能 力開発施 設におい て職業訓 練(職業 能力開発 促進法施 行規則(昭 和44年 労働省令 第24号) 第9条に 規定する 短期間の 訓練課程 の職業訓 練(以下 「短期訓 練課程」 という。 )を除く 。)を受 けている 者若しく は同法第 25条の規 定により 設置され る職業訓 練施設に おいて同 法第24条 第3項に 規定する 認定職業 訓練(短 期訓練課 程を除く 。)を受 けている 者(就職 している 者を除く 。)若し しくは同 法第27条 第1項に 規定する職</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

									<p>業能力開      発総合大      学校に在      学する者      又は学校      教育法第      1条に規      定する高      等学校、      中等教育      学校（同      法第66条      に規定す      る後期課      程に限る      ）。、特      別支援学      校（同法      第76条第      2項に規      定する高      等部に限      る。）、      大学、高      等専門学      校若しく      は同法第      124条に      規定する      専修学校      若しくは      同法第 1      34条第 1      項に規定      する各種      学校に在      学する者      をいう。      3におい      て同じ。      ）につい      ては、実      技試験の      手数料の      額は1職      種につき      1万 1,9      00円とす      る。      3 技能検      定3級の      実技試験      を受けよ      うとする</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

									35歳未満 の在校生 (出入国 管理及び 難民認定 法別表第 1の上欄 の在留資 格をもっ て在留す る者を除 く。)に ついては 、実技試 験の手数 料の額は 1職種に つき2,9 00円とす る。 4 1から 3までに 定める年 齢は、当 該技能検 定の実施 年度の4 月1日に おける年 齢とする 。	
[略]					[略]					
394 建 築物等 に關す る完了 検査申 請手数 料	建築物	(1) 床 面積の 合計が 30平方 メートル 以内 ((2) に掲げ るもの を除く 。)	[略]	建築物の床 面積の合計 は、建築物 を建築した 場合(移転 を除く。) にあっては 当該建築に 係る部分の 床面積につ いて算定し 、建築物を 移転し、又 はその大規 模の修繕若 しくは大規 模の様様替 をした場合 にあっては 当該移転、 修繕又は様 様替に係る	394 建 築物等 に關す る完了 検査申 請手数 料	建築物	基 本 額	(1) 床 面積の 合計が 30平方 メートル 以内 ((2) に掲げ るもの を除く 。)	[略]	1 建築物 の床面積 の合計は 、建築物 を建築し た場合(移 転を除く。) にあっては 当該建築 に係る部 分の床面 積につい て算定し 、建築物 を移転し 、又はそ の大規模 の修繕若 しくは大 規模の様 様替をし
		(2) 床 面積の 合計が 30平方 メートル 以内 であっ て、中 間検査 を受け たもの						(2) 床 面積の 合計が 30平方 メートル 以内 であっ て、中 間検査 を受け たもの		

		<p>(3) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内</p> <p>((4) に掲げるものを除く。)</p>	<p>部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。</p>				<p>(3) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内</p> <p>((4) に掲げるものを除く。)</p>	<p>た場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能基準に係る検査を行う必要がある場合の手数料は、基本額に建築物エネルギー消費性能基準検査加算額を加えた額とする。</p> <p>3 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p>
		<p>(4) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内</p> <p>であって、中間検査を受けたもの</p>					<p>(4) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内</p> <p>であって、中間検査を受けたもの</p>	
		<p>(5) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内</p> <p>((6) に掲げるものを除く。)</p>					<p>(5) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内</p> <p>((6) に掲げるものを除く。)</p>	
		<p>(6) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内</p>					<p>(6) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内</p>	



		除く。 と							除く。 と				
		(10) 床 面積の 合計が 500平 方メー トルを 超え、 1,000 平方メ ートル 以内で あって 、中間 検査を 受けた もの							(10) 床 面積の 合計が 500平 方メー トルを 超え、 1,000 平方メ ートル 以内で あって 、中間 検査を 受けた もの				
		(11) 床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル を超え 、2,0 00平方 メート ル以内 ((12) に掲げ るもの を除く 。)							(11) 床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル を超え 、2,0 00平方 メート ル以内 ((12) に掲げ るもの を除く 。)				
		(12) 床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル を超え 、2,0 00平方 メート ル以内 であっ て、中 間検査 を受け たもの							(12) 床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル を超え 、2,0 00平方 メート ル以内 であっ て、中 間検査 を受け たもの				
		(13) 床 面積の 合計が 2,000							(13) 床 面積の 合計が 2,000				







								面積の 合計が 500平 方メー トル以 内		
								(2) 適 合義務 対象部 分の床 面積の 合計が 500平 方メー トルを 超え、 1,000 平方メ ートル 以内	同	6,000円
								(3) 適 合義務 対象部 分の床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル を超え 、2,0 00平方 メート ル以内	同	8,000円
								(4) 適 合義務 対象部 分の床 面積の 合計が 2,000 平方メ ートル を超え 、1万 平方メ ートル 以内	同	17,000円
								(5) 適 合義務 対象部 分の床 面積の 合計が	同	31,000円



低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画(以下「低炭素建築物事前審査適合計画」という。)であることを証明する書類の提出がある場合	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画(以下「低炭素建築物事前審査適合計画」という。)であることを証明する書類の提出がある場合					
	[略]		[略]					
452の8	[略]	452の8	[略]					
		452の9	<table border="1"> <tr> <td>建築物エネルギー消費性 能確保 計画の 適合性 判定手 数料</td> <td>建築物 エネルギー消費性能 基準等を定める省令 (平成28年経済産業</td> <td>適合義務対象 部分の床面積 の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未 満 適合義務対象 部分の床面積 の合計が2.0</td> <td>建築物 1棟につき 同</td> <td>358,000円 510,000円</td> </tr> </table>	建築物エネルギー消費性 能確保 計画の 適合性 判定手 数料	建築物 エネルギー消費性能 基準等を定める省令 (平成28年経済産業	適合義務対象 部分の床面積 の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未 満 適合義務対象 部分の床面積 の合計が2.0	建築物 1棟につき 同	358,000円 510,000円
建築物エネルギー消費性 能確保 計画の 適合性 判定手 数料	建築物 エネルギー消費性能 基準等を定める省令 (平成28年経済産業	適合義務対象 部分の床面積 の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未 満 適合義務対象 部分の床面積 の合計が2.0	建築物 1棟につき 同	358,000円 510,000円				

	省・国 土交通 省令第 1号。	00平方メー トル以上 5,000 平方メー トル 未満		
	以下「 建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令」 という 。」第 1条第 1項第 1号イ の基準 に係る 審査	適合義務対象 部分の床面積 の合計が 5,0 00平方メー トル以上10,000 平方メー トル 未満	同	628,000円
		適合義務対象 部分の床面積 の合計が10,0 00平方メー トル以上25,000 平方メー トル 未満	同	742,000円
		適合義務対象 部分の床面積 の合計が25,0 00平方メー トル以上	同	846,000円
	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令第 1条第 1項第 1号ロ の基準 に係る 審査	適合義務対象 部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル 以上 2,000平 方メー トル未 満	同	142,000円
		適合義務対象 部分の床面積 の合計が 2,0 00平方メー トル以上 5,000 平方メー トル 未満	同	230,000円
		適合義務対象 部分の床面積 の合計が 5,0 00平方メー トル以上10,000 平方メー トル 未満	同	300,000円
		適合義務対象 部分の床面積 の合計が10,0 00平方メー トル以上25,000 平方メー トル 未満	同	360,000円
		適合義務対象 部分の床面積 の合計が25,0	同	422,000円

				00平方メートル以上		
452の10	床面積を増加しようとする場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号イの基準に係る審査	建築物 1棟につき	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号ロの基準に係る審査	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合は、221,000円 (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合には、当該床面積の合計に応じた金額	1 床面積の増加及び当初判定部分の変更を行う場合は、その他の場合に掲げる金額を加えた金額とする。 2 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は同法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料					当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合は、85,000円 (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合には、当該	

				床面積の 合計の区 分に応じ 452の9 の項に掲 げる金額 と同一の 金額	
	その他 の場合	建築物エネル ギー消費性能 基準等省令第 1条第1項第 1号イの基準 に係る審査	同	当初判定部 分の床面積 の合計の区 分に応じ、 452の9の 項に掲げる 金額の2分 の1に相当 する金額	
		建築物エネル ギー消費性能 基準等省令第 1条第1項第 1号ロの基準 に係る審査	同	当初判定部 分の床面積 の合計の区 分に応じ、 452の9の 項に掲げる 金額の2分 の1に相当 する金額	
452の11	床面積 を増加 しよう とする 場合	建築物エネル ギー消費性能 基準等省令第 1条第1項第 1号イの基準 に係る審査	建築物 1棟に つき	当該増加に 係る適合義 務対象部分 の床面積の 合計に応じ て、次に掲 げる金額 (1) 当該 床面積の 合計が3 00平方メ ートル未 満の場合 は、221 ,000円 (2) 当該 床面積の 合計が3 00平方メ ートル以 上の場合 は、当該 床面積の 合計の区 分に応じ 452の9 の項に掲 げる金額	1 床面積 の増加及 び当初判 定部分の 変更を行 う場合は 、その他 の場合に 掲げる金 額を加え た金額と する。 2 「当初 判定部分 」とは、 建築物の エネルギー 消費性 能の向上 に関する 法律第12 条第1項 又は同法 第13条第 2項の規 定により 建築物エ ネルギー



						と同一の金額	消費性能適合性判定を受けた部分をいう。
						建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号ロの基準に係る審査	同 当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) 当該床面積の合計が300平方メートル未満の場合は、85,000円 (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合は、当該床面積の合計の区分に <u>452の9</u> の項に掲げる金額と同一の金額
				その他の場合		建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号イの基準に係る審査	同 当初判定部分の床面積の合計の区分に <u>452の9</u> の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額
						建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号ロの基準に係る審査	同 当初判定部分の床面積の合計の区分に <u>452の9</u> の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額
452の9	エネルギーの建築物エネルギー	[略]		452の12	建築物のエネルギー消費性	[略]	
	エネルギーの合理化						

<p>消費性 能向上 計画認 定申請 手数料</p>	<p>等に関 する法 律第76 条第1 項に規 定する 登録建 築物調 査機関 又は住 宅の品 質確保 の促進 等に関 する法 律第5 条第1 項に規 定する 登録住 宅性能 評価機 関によ り建築 物のエ ネルギー 消費 性能の 向上に 関する 法律第 30条第 1項第 1号に 掲げる 基準に 係る技 術的審 査に適 合する と認め られた 計画（ 以下「 建築物 エネル ギー消 費性能 事前審 査適合 計画」 という 。）で あるこ</p>		<p>消費性 能向上 計画認 定申請 手数料</p>	<p>能の向 上に関 する法 律第30 条第1 項第1 号に掲 げる基 準に係 る技術 的審査 に適合 すると 認めら れた計 画（以 下「建 築物エ ネルギー 消費 性能事 前審査 適合計 画」と いう。 ）であ ること を証明 する書 類の提 出があ る場合</p>
--	--	--	--	---

とを証明する書類の提出がある場合			
建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場合	<p>[略]</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準等省令」という。)第8条第1号イ(1)及びびロ(1)の基準に係る審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等省令第8条第1号イ(2)及びびロ(2)の基準に係る審査</p>	建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場合	<p>[略]</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ(1)及びびロ(1)の基準に係る審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ(2)及びびロ(2)の基準に係る審査</p>
452の10	[略]	452の13	[略]
建築	建 [略]	建築	建 [略]

<p>物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料</p>	<p>築物 認定 申請 に係る 建築 物の 全部 又は 一部 を住 宅以 外の 用に 供す る場 合</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令第 8条第 1号イ (1)及 びロ(1) の基準に 係る審 査</p>	<p>[略]</p>	<p>物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料</p>	<p>築物 認定 申請 に係る 建築 物の 全部 又は 一部 を住 宅以 外の 用に 供す る場 合</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令第 10条第 1号イ (1)及 びロ(1) の基準に 係る審 査</p>	<p>[略]</p>
<p>452の11 建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料</p>	<p>エネルギー の使用の 合理化 等に関 する法 律第76 条第1 項に規 定する 登録建 築物調 査機関</p>	<p>[略]</p>	<p>452の14 建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料</p>	<p>建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律第36 条第1 項に規 定する 基準に 係る技</p>	<p>[略]</p>		

<p>又は住 宅の品 質確保 の促進 等に関 する法 律第 5 条第 1 項に規 定する 登録住 宅性能 評価機 関によ り建築 物のエ ネルギー消費 性能の 向上に 関する 法律第 36条第 1項に 規定す る基準 に係る 技術的 審査に 適合す ると認 められ た書類 (以下 「建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合証 等」と いう。 )の提 出があ る場合</p>		<p>術的審 査に適 合する と認め られた 書類 (以下「 建築物 エネルギー消 費性能 基準適 合証等 」とい う。)の 提出 がある 場合</p>	
[略]		[略]	
452の12 [略]		452の15 [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の292の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

